

町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、町政70周年記念キャッチフレーズのロゴマーク（以下「70周年ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(70周年ロゴ)

第2条 70周年ロゴは、別記のとおりとする。

(70周年ロゴに関する権利)

第3条 70周年ロゴに関する一切の権利は、愛川町（以下「町」という。）に帰属する。

(使用基準)

第4条 70周年ロゴは、その使用目的及び内容が町政70周年記念事業の趣旨に即したものであれば、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 町の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標若しくは意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝を目的とすると認めるとき。
- (6) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が関係していると認めるとき。
- (7) その他町長が使用について適当でないと認めるとき。

(使用申請等)

第5条 70周年ロゴを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が業務のために使用するとき。
- (2) 町立小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が収益、不特定多数への頒布又は公表を目的とせず、自分自身や家族など限られた範囲で使用するとき。
- (5) その他町長が認めるとき。

(使用承認等)

第6条 町長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用(変更)承認通知書(第2号様式。以下「使用承認通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用(変更)不承認通知書(第3号様式。以下「使用不承認通知書」という。)により通知するものとする。

(使用承認期間等)

第7条 使用承認期間は、町長が認める場合を除き、令和7年12月31日までとする。

(使用料)

第8条 70周年ロゴの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 70周年ロゴの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 70周年ロゴのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 70周年ロゴを使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用変更承認申請書(第4号様式。以下「使用変更承認申請書」という。)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用承認通知書により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用承認取消書(第5号様式。以下「使用承認取消書」という。)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第12条 前条の規定により70周年ロゴの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

2 使用者が70周年ロゴの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、70周年ロゴの使用に起因する問題により町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行し、令和7年12月31日をもって廃止する。

別記（第2条関係）

この要領で定める70周年ロゴとは、次のとおりとする。

1 70周年ロゴ（カラー）



2 70周年ロゴ（モノクロ）



第1号様式（第5条関係）

町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

愛川町長 様

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマークを次のとおり使用したいので、申請します。

使用物件名	
使用目的・方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
連絡先	担当者名： 電話番号： メールアドレス：
添付書類	使用物件を販売する場合は、次の書類を添付すること 1 使用イメージがわかるもの（商品名、種類、材料、サイズ、製造場所、販売価格、販売場所、図案、レイアウト、原稿等） 2 企業概要（申込者が企業の場合のみ） 3 その他参考となるもの

※ 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、この申請書に記載された情報を神奈川県警本部に町が照会することについて、異議ありません。

第2号様式（第6条関係）

町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

愛川町長

印

年 月 日付けで申請のあった町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用（変更）について、次のとおり承認します。

使用物件名	
使用目的・方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
使用条件	

第3号様式（第6条関係）

町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用（変更）不承認通知書

年 月 日

様

愛川町長

印

年 月 日付けで申請のあった町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用（変更）について、次の理由により不承認とします。

不承認の理由	
--------	--

第4号様式（第10条関係）

町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用変更承認申請書

年 月 日

愛川町長 様

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

年 月 日付けで承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
使用物件名		
使用目的・方法		
使用期間		
使用数量		
変更理由		
添付書類	(変更が確認できる資料等)	

第5号様式（第11条関係）

町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用承認取消書

年 月 日

様

愛川町長

印

年 月 日付けで承認した町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用について、次の理由により使用承認を取り消します。

取消理由	
------	--